

## 第 2 期中期目標期間終了時の検討について（案）

### 1 概 要

- ◆ 地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長（市長）は、中期目標期間の終了時までには法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、検討結果に基づく措置を講ずるものとされている。
- ◆ 検討に当たっては、同条第 2 項により評価委員会の意見を聴くこととされている。

#### ○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までには、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

### 2 検討及び措置の方向性（案）

#### (1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）は、地域の中核病院として、他医療機関等との機能分担と連携強化を図りながら、「救急医療」、「がん診療」、「脳、心臓、血管診療」をはじめとする高度急性期医療の一層の充実に努めるとともに、訪問看護や地域包括ケア病棟の活用など在宅医療の支援にも積極的に取り組んできた。

今後、人口減少・少子高齢化の進展による医療需要の変化や、医療制度改革・働き方改革など医療を取り巻く環境の変化に適切に対応し、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、良質な医療を将来にわたって持続的に提供していくため、引き続き法人において業務を継続することが必要である。

#### (2) 業務及び組織全般の検討

第 3 期中期目標の策定に関する検討をもって、業務及び組織全般の検討とする。

#### (3) 所要の措置

第 3 期中期目標を法人に指示することをもって、所要の措置とする。